

宅地建物取引士証「再交付申請」 (紛失・盗難・汚損・破損等による再交付の手続き)

宅地建物取引士証(以下、宅建士証)の再交付申請にあたっては、次の必要書類等を当会へ「ご郵送」ください。

※必要書類

1 宅地建物取引士証再交付申請書(様式7号の5)

・「記入欄(灰色の網掛け)に必要な事項を記入」してください。

● 「再交付を申請する理由」 ●

申請理由が「亡失(紛失・盗難など)」の場合は、必ず警察に届け出ていただき、警察署名及び届出日などを記載してください。 ※自宅や事務所での紛失はこの限りではありません

2 再交付申請手数料 4,500 円

● 納付方法 ●

① 郵便局にて備え付けの用紙で下記の本会指定口座にお振込みください。

口座番号 01010-5-24693

加入者名 (公社) 京都府宅地建物取引業協会

注1) 備え付け用紙の通信欄に氏名・住所を必ずご記入ください。

注2) 下記③ 証明写真「貼付用紙」の記入欄に振込局名・振込日をご記入ください。

② 京都府納付済証の購入

京都府広域振興局(総合庁舎)の支払窓口(販売機)で納付済証を購入し、申請者に添付してください。

3 証明写真「貼付用紙」

・「氏名欄をご記入」いただき、「証明写真を貼付(1カ所)」してください。

● 証明写真 1枚 ※詳細は貼付用紙に記載 ●

・縦3cm×横2.4cmのカラー証明写真(上半身(肩上)・無帽・無背景・6ヵ月以内に撮影したもの)

※ 受付できない証明写真 ※

・背景(物や人物)がある ・顔や頭髮が枠に収まっていない ・不鮮明で本人確認ができない、等

4 返信用封筒(宅建士証の送付用)

・「住所・氏名を記入」いただき、「434円分(定形封筒)の切手を貼付」してください。

● 申請から交付まで ●

・約2~3週間程度のお時間を要しますので、あらかじめご承知おきください。

・汚損・破損を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅建士証を新しい宅建士証の受領後に必ずご返納ください。

宅地建物取引士証再交付申請書

年 月 日

京都府知事 殿

郵便番号 (-)

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

受付番号

* | | | | | | | |

受付年月日

* | | | | | | | |

申請時の登録番号

2 | 6 | | | | | | | |

受講年月日

* | | | | | | | |

宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 15 の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住 所	
(フ リ ガ ナ) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由

太枠内の
網掛けの部分のみご記入ください。

確認欄
*

備考
注 1 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。
注 2 汚損、破損を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付すること。

宅建士証【再交付申請】申請書類等送付先（宛名ラベル）

※申請書等をご送付いただく際、宛名ラベルとして封筒等へ貼付ください。

〒602-0915

京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3

（京都府宅建会館）

公益社団法人

京都府宅地建物取引業協会

宅建士証「再交付申請係」行

簡易書留

※必ず、交付申請手数料4,500円をご入金の上、

以下の書類等を全てご送付ください。

☐ 宅地建物取引士証再交付申請書

☐ 証明写真「貼付用紙」

☐ 返信用封筒 ※長3封筒に434円の切手を貼付

※枠線に沿って切り取ってご使用ください。